

出雲崎町国土強靱化地域計画

令和3年3月

出雲崎町

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画期間	2
第2章	国土強靱化の基本的な考え方	3
第1節	町の概況と過去の災害	3
第2節	基本目標	4
第3章	脆弱性評価	5
第1節	脆弱性評価の考え方	5
第2節	脆弱性評価において想定するリスク	5
第3節	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
第4節	施策分野	7
第5節	評価の実施手順	7
第6節	評価結果	8
第4章	国土強靱化のための施策プログラム	20
第1節	施策プログラム策定の考え方	20
第2節	施策推進の指標となる目標値の設定	20
第3節	重点事業の設定	20
第4節	本町における国土強靱化のための施策プログラム	21
第5章	計画の推進管理	31
第1節	施策ごとの推進管理	31
第2節	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	31

(別紙) 出雲崎町国土強靱化地域計画 分野別事業計画

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。平成30年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、新潟県においても、「平成16年7月新潟・福島豪雨」や「平成16年（2004年）新潟県中越地震」（以下「中越大震災」という。）、「平成18年豪雪」、「平成19年（2007年）新潟県中越沖地震」（以下「中越沖地震」という。）など、近年大規模自然災害が発生しており、これに対応するため、危機管理体制の変革など総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。そして、近年の災害の経験と教訓を基に、新潟県における国土強靱化に向けて、平成28年3月に「新潟県国土強靱化地域計画」を策定し、令和2年10月には改定を行っている。

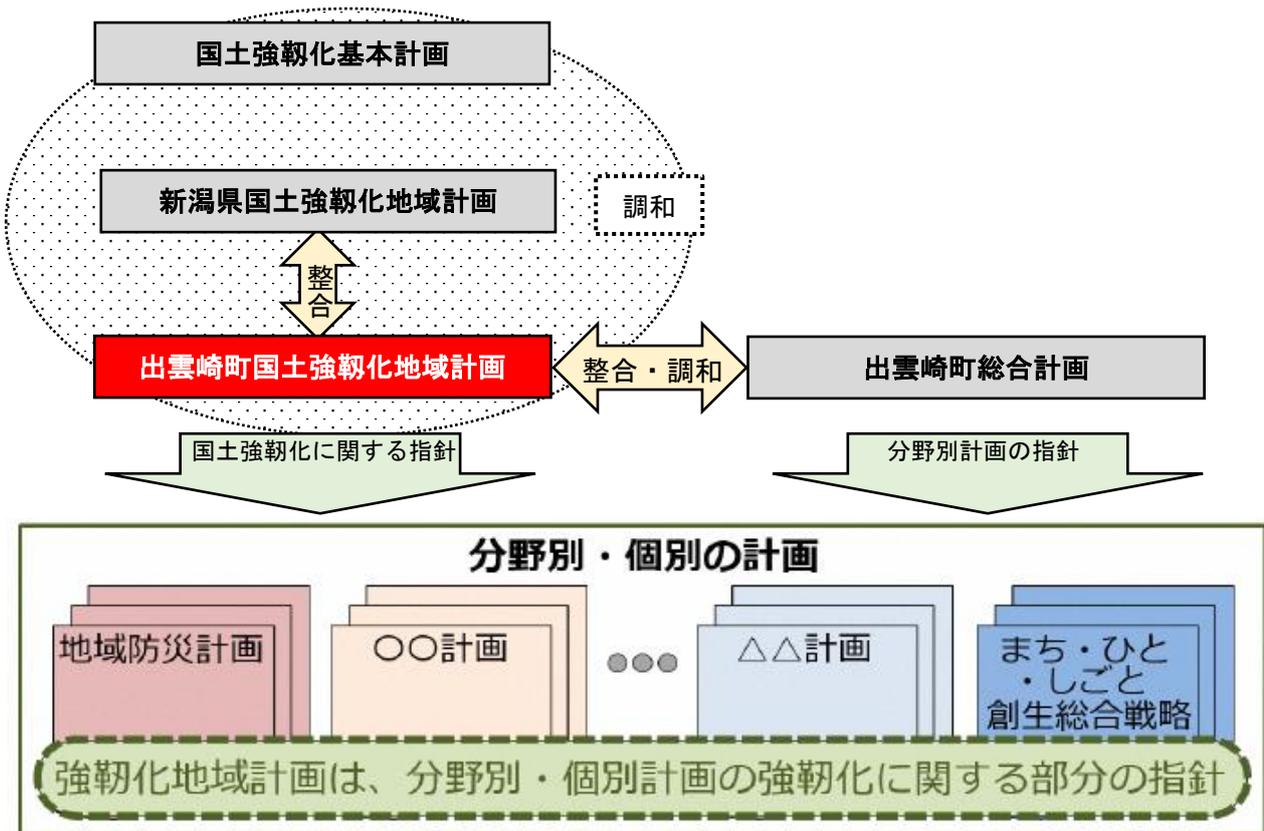
出雲崎町（以下「本町」という。）においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本町における国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題である。このため、国、新潟県、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取組を更に加速していく必要がある。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「出雲崎町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

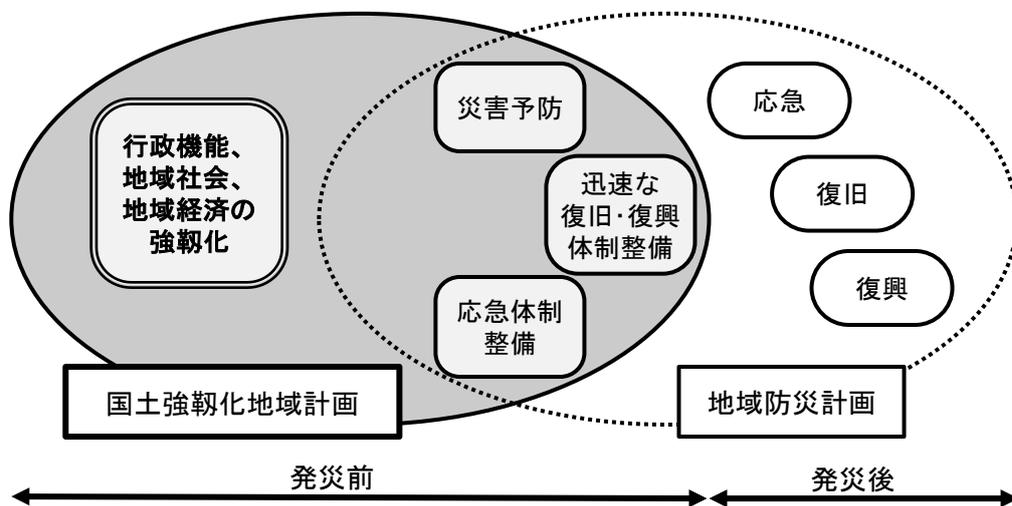
第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、本町の計画における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画であり、基本計画と調和するものとなる。そのため、新潟県国土強靱化地域計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や新潟県国土強靱化地域計画を踏まえた計画とするとともに、出雲崎町総合計画をはじめとする本町の各種計画の指針とし、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「出雲崎町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクごとに対応について取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3節 計画期間

本町における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や新潟県における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び新潟県国土強靱化地域計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和3年度～令和7年度）とする。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

本町は、新潟県のほぼ中央に位置し、南東部を長岡市、南西部を柏崎市に接し、北西部は約10kmにおよぶ海岸線を有し、佐渡島と相対している。町域は東西約9.3km、南北約10.1kmで、町の総面積は44.38km²となっている。海岸地区は国道352号及び国道402号が通り、駅前地区は中央部をJR越後線及び国道116号が町内を縦貫している。上越新幹線及び北陸・関越両自動車道の開通により、関東圏に最も近い日本海側の町となっている。

2 地勢及び気候

地勢は、海岸部と内陸部に大別でき、町内を2条の小山脈が南北に走り中央部の平地を中心として西側及び東側は低い丘陵地帯で、これらより幾多の支脈を出し、この間に狭長な耕地が点在し、その周辺に集落が点在している。中央部には二級河川島崎川が南北に流れ、その支流が樹枝状に伸びている。海岸部は、日本海に面し背後は海拔50m前後の小山脈が迫り、帯状で、耕地は主としてこの山腹にある。

気候は、日本海型気候で、春秋は晴天の日が多く温暖であるが、梅雨期から8月にかけて、時には集中豪雨に見舞われ災害をもたらすことがある。冬季は、積雪は比較的少なく、冬型の気圧配置となって北西の季節風が海岸部で強く、内陸部に入るにしたがって弱くなる。平成17年から平成21年までの5年間の平均最大降雪量は39.6cm、平均最大積雪深は41.0cmである。平均気温は14.3℃、平均降水量は2,224mmとなっている。

3 過去の災害

(1) 風水害

本町では、梅雨前線の停滞などにより、過去に豪雨被害に見舞われている。

主な災害状況は、以下のとおりである。

	発生年月日	種別	災害の概要
昭和36年	8月5日	豪雨	死者13人、重軽傷者43人、住家全壊134戸 (被災世帯員数420人)、半壊115戸(被災世帯員数460人)、一部小破66戸(被災世帯員数326人)、床上浸水568戸(被災世帯員数921人)、非住家全壊105戸、半壊66戸、小破26戸、耕地畑地埋没30haほか 被害総額8億円
	8月20日	豪雨	
	9月16日	台風	死者4人、負傷27人、住家全壊65戸、半壊875戸、大小破1,122戸ほか 被害総額7億6,473万円
昭和51年	8月14日	豪雨	全壊流出2戸、床上浸水1戸、床下浸水33戸、田冠水51ha、田浸水150ha
昭和53年	6月26日	豪雨	住家一部破損10戸、床上浸水4戸、床下浸水39戸、田冠水114ha

発生年月日		種別	災害の概要
昭和 63 年	7 月 9 日～10 日	豪雨	住家一部破損 13 戸、床下浸水 10 戸、田冠水 32ha、被害総額 5 億円
平成 7 年	7 月 16 日～17 日	豪雨	住家一部破損 1 戸、床下浸水 9 戸、田冠水 106ha ほか 被害総額 3 億 2 千万円
	8 月 10 日～11 日	豪雨	住家一部破損 1 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 26 戸、 田冠水 65ha ほか 被害総額 6 億 2 千万円
平成 16 年	7 月 13 日	豪雨	死者 1 人、住家全壊 4 戸、一部破損 28 戸、床上浸水 5 戸、 床下浸水 45 戸、田埋没 30ha・冠水 33ha ほか 被害総額 29 億 5 千万円

(2) 地震

平成に入って、中越大震災及び中越沖地震が発生し、本町でも大きな被害が記録されている。

主な災害状況は、以下のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 16 年	10 月 23 日	地震	中越大震災（災害救助法適用） 重傷 1 人、住家半壊 7 戸、住家一部破損 100 戸ほか 被害総額 18 億 9 千万円
平成 19 年	7 月 16 日	地震	中越沖地震（災害救助法適用） 重傷 2 人、軽傷 8 人、住家全壊 17 戸、住家半壊 131 戸、 住家一部破損 1,377 戸ほか 被害総額約 25 億 1 千万円

第 2 節 基本目標

本計画の基本目標は、国の基本計画や新潟県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

【出雲崎町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 人命の保護を最大限図ること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 4 迅速に復旧復興すること

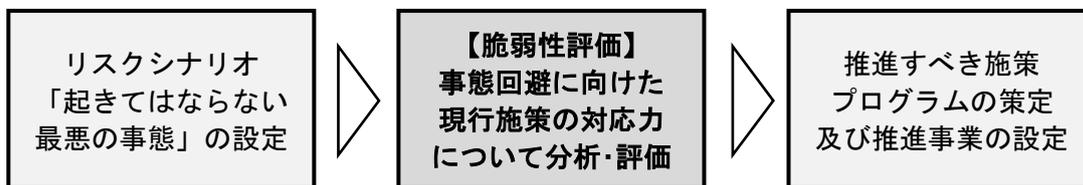
第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や新潟県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町においては、本計画に掲げる国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

■脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



第2節 脆弱性評価において想定するリスク

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施した。

第3節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や新潟県国土強靱化地域計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」を基に、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえ、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、8つのカテゴリーと26の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■リスクシナリオ 26の「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	直接死を最大限防 ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数 が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災 による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の 死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活 動が迅速に行われ るとともに、被災 者等の健康・避難 生活環境を確実に 確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・ エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、 エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者 の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスは確保する	4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・ 伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不 全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃 料供給関連施設、 交通ネットワーク 等の被害を最小限 に留めるととも に、早期に復旧さ せる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やプロパン ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわ たる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通網等交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災 害・二次災害を発 生させない	7-1 地震に伴う住宅密集地の大規模火災の発生による多数の死 傷者の発生
		7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の 流出による多数の死傷者の発生
		7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速 かつ従前より強靱 な姿で復興できる 条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅 に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョン の欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊 等による有形・無形の文化の衰退・損失

第4節 施策分野

評価範囲を当初から狭めることがないように、基本計画の17の施策分野（12の個別施策分野、5の横断的分野）に準じ、新潟県国土強靱化地域計画と同様、13の施策分野（8の個別施策分野、5の横断的分野）を設定した。

■施策分野

	町国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画
個別施策	①行政機能/消防等/防災教育等 ②住宅・インフラ ③保健医療・福祉 ④産業・情報通信 ⑤交通・物流 ⑥農林水産 ⑦国土保全 ⑧環境	①行政機能/警察・消防等/防災教育等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー⑤金融⑥情報通信⑦産業構造 ⑧交通・物流 ⑨農林水産 ⑩国土保全⑪国土利用 ⑫環境
横断的	①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策 ⑤研究開発	①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策 ⑤研究開発

第5節 評価の実施手順

第3節で定めた26の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策を調査し、次に、施策分野ごとの状況や課題を分析するとともに、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

第6節 評価結果

1 評価結果のポイント

評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 大規模自然災害に対応できる危機管理体制の構築・強化が必要

今後想定される大規模自然災害において、町民の生命・財産を守り、迅速な応急対策を講じるためには、災害等における危機管理体制の構築・強化を図ることが重要である。庁舎等災害に強い施設づくりの推進、行政の事業継続のための計画（BCP）策定や、協定締結による相互応援体制や地域での協力体制の構築の推進など、複数の対策を推進していくことにより災害時に行政機能の機能不全防止を図るとともに、町民に迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行う必要がある。さらに、平時から幅広い参加者による効果的な訓練の実施等により、協力体制の構築と対応力の向上を図る必要がある。

(2) 災害に強いまちづくりの推進が必要

本町においては、中越大震災や中越沖地震をはじめとする自然災害に見舞われてきており、防災・減災に向けた施策を推進してきているが、全てに対応できているとはいえない。また、高度成長期などに整備された橋梁や防災施設などの社会基盤の老朽化は、現在、全国的な課題にもなっている。

このため、発災時の住民避難等について協力体制を整備するなど、ソフト面から対策を推進するとともに、被害を最小限にとどめるために、今後も防災・減災対策、老朽化対策等を国や新潟県とも連携しながら計画的に進める必要がある。

また、道路ネットワークが一旦途絶すると、救助活動や避難活動、消防活動等に支障が出るだけでなく、復旧が遅れることで、生活物資や復旧資材の輸送が滞ることになるため、道路施設の状況把握と適切な対策を行うとともに、代替性の高い道路整備に努める必要がある。

(3) 災害時の医療や福祉等による安全・安心の確保が必要

災害時に人命を守るとともに、町民の安全・安心を確保するためには、医療機関における医療機能の確保や救命・救助体制の充実強化、衛生対策の実施、障害児・者や高齢者など要配慮者を支援する体制の構築が重要となる。

また、災害時の水や食料の確保、災害により発生した廃棄物を円滑に処理できるよう近隣町村や関係団体等との協力体制を整備していく必要がある。

このため、医療施設・福祉施設の耐震化や補強等の整備を進めるとともに、災害によるダメージを受けやすい要配慮者等への支援体制整備、災害時における水・食料の確保だけでなく、廃棄物などを適切に処理・対策できるよう取り組んでいく必要がある。

(4) 迅速な復旧・復興を可能にする地域経済の基盤強化等が必要

大規模自然災害の発生後に、町民の生活だけでなく地域や経済の機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、企業・事業所の事業継続計画（BCP）策定を更に推進し、サプライチェーンを維持することが必要である。

このため、企業・事業所の事業継続計画（BCP）策定に向けて、新潟県と連携して取り組んでいくとともに、地域経済の基盤強化のために既存企業の育成や優良企業の誘致にも取り組んでいく必要がある。

(5) 災害時も見据えた交通インフラの整備等が必要

救命・救助活動や応急復旧、物資の輸送など、道路等の交通インフラの確保は災害時の重要な課題となる。

このため、緊急輸送ネットワークの基点となる各拠点の耐震性を確保するとともに、拠点間を結ぶ緊急輸送道路等については、災害時にもその機能を確保することができるよう、国や新潟県と連携しながら、橋梁の耐震化や防災・減災対策を計画的に推進する必要がある。また、冬季の交通途絶を避けるための対策の推進や、適切な維持管理と、計画的な補修及び更新を進める必要がある。

(6) 国や新潟県、地域等と連携した取組の推進が必要

強靱化の取組を実効性あるものとするためには、国や新潟県などと連携するとともに、地域や関係団体等の幅広い関係者と連携して推進することが重要である。

また、市町村間の相互応援の実効性を確保するためには、災害時の相互応援協定に基づき、平時から情報共有を行い、必要な準備を整えるなどの取組を推進することなどにより、災害時の連携が円滑になるよう顔の見える関係を構築するとともに、最新の知見等を踏まえ必要に応じ協定内容の見直し等を行う必要がある。

2 評価結果

(1) 大規模自然災害に対応できる危機管理体制の構築・強化

【評価結果】

(関連するリスクシナリオ：2-3、3-1、4-1)

【行政機能/防災教育等】

- 町役場や地域機関は、大規模自然災害時の対応拠点施設となることから、機能不全に至らぬよう、災害に強い施設づくりを計画的に推進するとともに、給水設備の更新に合わせた受水槽等の耐震強度の向上や老朽化した非常用発電設備の更新等、防災設備等の整備を計画的に進める必要がある。
- 役場庁舎の商用電源が停止した場合、非常用発電機による電源供給を行うが、非常用発電に必要な燃料は72時間分備えるよう努める必要がある。
- 人的被害を最小限にとどめるため、県総合防災情報システムを有効活用し、避難者等へ迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行う必要がある。
- 被災自治体でマンパワー不足が起こっても、円滑な災害対応ができるよう自治体相互の応援体制の確立や、大規模な危機の発生時でも協定先から円滑な応援を受けることができるよう協定内容の見直し、新たな協定先の検討を推進するとともに、災害対応業務の標準化や共通システム導入の検討、業務継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。
- 災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、総合防災訓練の実施により、各防災関係機関及び自主防災組織、地域団体、住民、ボランティア団体等の幅広い参加により、相互の協力体制を確立する必要がある。
- 災害対応のノウハウや知見が組織として継承される仕組みが十分に整っていないことから、これまでのノウハウ等を組織として蓄積する仕組みの構築を進めるとともに、被災住民や自主防災組織からの相談、要望等を参考として対応する必要がある。

【消防等/防災教育等】

- 消防力を高めるため、消防施設及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう、柏崎市消防本部と協力して、整備充実に努める必要がある。
- 災害現場での救命・救助活動能力を高めるため、消防団の資機材の充実に努めるとともに、消防学校等における消防団員の防災教育・研修を推進する必要がある。
- 町と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、消防団のデジタル移動通信システムの維持に努める必要がある。

【保健医療・福祉/防災教育等/官民連携】

- 災害時における外国人支援では、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協力して多言語支援窓口の設置等、外国人支援の体制づくりを行う必要がある。
- 医院や福祉施設は、病人、けが人、老人、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める必要がある。

〔産業・情報通信〕

- 大規模自然災害等による公衆回線の途絶、輻輳時においても業務を継続するために、重要な情報システム等の復旧・運用継続に係る災害対応体制の強化に努める必要がある。
- 大規模自然災害時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、県が整備する地上系、衛星系による県防災行政無線施設を有効活用する必要がある。また、非常時において防災行政無線等の機器を適切に操作し、通信の確保ができるよう各種訓練を実施する必要がある。

〔交通・物流〕

- 災害時における被害の状況、交通状況を把握し、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点を明確にした輸送体制を確保する必要がある。

〔研究開発〕

- 国土強靱化を進める上では、大規模自然災害リスクに対し民間の気象予報事業者とも連携し、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに、防災関係機関相互の通報連絡体制等を整備する必要がある。

(2) 災害に強いまちづくり

【評価結果】

(関連するリスクシナリオ：1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-2、6-3、7-1、7-2、7-3、8-2、8-3)

〔行政機能/消防等/防災教育等/人材育成〕

- 老朽化した建築物が、被災により機能の大幅な低下を招かないよう、長寿命化計画を作成・実施し、適切な維持管理を行う必要がある。
- 災害時における互助の取組を進めるため、既存の行政区等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、活動の活性化を促す必要がある。
- 自然災害等の発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることで児童生徒の命を守るため、学校における「新潟県防災教育プログラム」等を活用し、発達段階に応じた防災教育を推進する必要がある。
- 防火設備未設置の文化財もあることから、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導、助言を行っていく必要がある。
- 消防防災施設の整備・耐震化等による地域における防災基盤等の整備のため、耐震性貯水槽等の整備を計画的に進める必要がある。
- 火災については、柏崎市消防本部と連携して火災予防運動などの機会を利用して火災予防に関する知識の普及啓発を図り、全ての住宅に設置が義務づけられた住宅用火災警報器の早期設置及び維持管理を推進するなど、火災予防対策を推進する必要がある。また、町は危険物等施設の把握に努め、危険物等の取扱いについて安全対策を講じるとともに、災害の未然防止を図る必要がある。

〔住宅・インフラ〕

- 総合計画等、防災まちづくりに関する各種計画に基づき、災害に強く安全性の高いまちづくりを計画的に推進する必要がある。
- 国・県と密接に連携し、道路、公園、河川、水路、上下水道、土砂災害防止施設等の計画的な整備を推進する必要がある。
- 大規模自然災害時に、住宅の倒壊や電柱の転倒などにより道路が通行不能となるといった事態を防止するため、住宅等の耐震化及び無電柱化の推進を図る必要がある。また、災害時の交通の確保を図るため、区域を指定した道路の占用の禁止又は制限等を行う必要がある。
- 地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、ハザードマップを考慮し、十分な幅員を有する道路等の活用や、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所及び避難路等を整備して避難路ネットワークを形成するとともに、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全確保を推進する必要がある。
- 建物の倒壊等による人的被害を避けるため、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に作成した、各学校の防災計画を運用する必要がある。
- 学校施設、設備等（防火扉、スプリンクラー等）は、定期的に専門家による安全・機能点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強、補修を実施するとともに、非常用電源の確保に努める必要がある。
- 校舎等の屋根の雪崩による事故を防止するため、降雪時に雪崩止め等の建物整備をするとともに、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておき、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す必要がある。
- 広場等のオープンスペースを活用した、災害から身を守る指定緊急避難場所の整備及び災害時の指定避難所となる体育館等の公共施設の耐震性の確保を推進する必要がある。
- 下水道施設の耐震化を促進するとともに、管路で使用している管材が古い場合は、腐食に強く可とう性のある管材への更新をするなど、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。

〔産業・情報通信〕

- 災害の発生時期によって、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪寒冷期においては、避難時の携帯ラジオの携行を勧める必要がある。
- 災害時に被害状況、避難所情報及び被災生活情報などを広報するために、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、住民が情報を入手できる選択肢を増やすため、ホームページのほか、情報メール配信サービスやソーシャルメディアなどのサービスの活用を推進するとともに、人的被害を最小限にとどめるため、避難者等へ迅速・確実に情報を提供するための情報伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時に孤立地域での通信手段や活動などを確保するため、引き続き、孤立可能性集落の状況把握や電源・水源・熱源等の資機材等の整備を支援するとともに、集落が孤立状態でも通信が確保されるよう、防災行政無線の通話用遠隔制御装置（同報系）等の非常用の通信手段を確保する必要がある。
- 旅館や店舗等の建物倒壊等による利用者等の人的被害を避けるため、建物の耐震化を推進する必要がある。
- 大規模自然災害発生後、想定される風評被害に対し迅速かつ継続して正確な情報の発信を行い、観光入込客の減少等、観光への影響を抑えるため、県が行う風評被害対策のための被災地域及び被災状況についての情報提供に協力する必要がある。

〔交通・物流〕

- 大規模自然災害時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があることから、町役場、救援物資等の備蓄地点など防災拠点を連結する緊急輸送道路等の整備推進を図り、はしご状の道路ネットワークの整備を行うなど、代替性が高い道路整備に努める必要がある。
- 日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを行うとともに、道路及び沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、緊急輸送道路等の橋梁及び沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある。
- 地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて耐震対策を施す必要がある。
- 津波による人的被害を防止するため、避難情報の提供体制を整備する必要がある。
- 漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時には重要な役割を担うことから、災害の発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る必要がある。

〔農林水産〕

- 農業用ため池は一様に老朽化しており、特に堤体構造、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に施設を改善するとともに、ハザードマップの作成等による適切な情報提供を行う必要がある。
- 農業用施設の老朽化が進行していることから、人家・公共施設への影響等の現状を把握するとともに、機能保全計画の策定を進め、長寿命化対策に取り組む必要がある。
- 野生鳥獣による中山間地域の農地・森林等の被害は耕作放棄地を増加させ、土砂災害等のリスクの上昇を招く。また、生産者の経済的損失はそれらを一層助長させ、悪循環を生むため、鳥獣被害対策に取り組む必要がある。
- 豪雨等による浸水被害、土砂災害など災害発生のおそれがある場合は、施設管理者等が連携して情報収集、連絡に当たるとともに、各施設管理者等において適切な対応が必要であり、そのための管理体制等の整備が必要である。
- 排水施設等の施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに気候変動や過疎化等の自然的・社会的状況に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう計画的に改修を推進するとともに、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。
- 災害時において、農業用施設の早期復旧と被害の未然防止のため、地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮し、計画的に改修を推進するとともに、頭首工、樋門、樋管などの農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進する必要がある。
- 災害発生時に、森林組合、農業協同組合及び行政区長等の協力を得ながら、農地農林業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて県や地域振興局等の関係機関に連絡する体制を整備する必要がある。
- 集落排水施設の耐震化等については、着実に対策を推進する必要がある。

- 農村地域においては、農地や農業用施設を保全するための共同活動が農振農用地の約6割（H26）で実施されており、これらの共同活動が農村における地域コミュニティの維持・活性化等にも寄与していることから、引き続き取組の推進を図る必要がある。
- 大規模自然災害に備えて森林の公益的機能（土砂流出防備、土砂崩壊防備、土壌浸食防止、洪水緩和等）の重要性を啓発するとともに、多面的に機能が発揮されるよう適切な維持管理等に努める必要がある。

〔国土保全/防災教育等〕

- 現在、町内の河川は、洪水予報指定河川及び水位周知河川のいずれにも指定されていないものの、重要水防箇所評定の基準となる区間があるため、水害の危険性があり、注意が必要である。このため、災害が発生するおそれがあるときは、気象情報や河川水位等の情報の収集に当たるとともに、関係団体等と協力して、安全に活動できる段階での施設の点検及び被害防止対策について関係機関に注意を呼びかける必要がある。
- 消防、救命救急活動を支援するため、出水時における河川防災情報の的確な提供や緊急車両用道路等の河川区域内の使用に対応できる体制整備などのソフト対策を進める必要がある。
- 砂浜が侵食され、汀線の後退の進行により、今後人家への被害が発生するものと予想される地域があり、このような被害等から生命財産及びライフラインを守り、海岸の浸食を防止するために、国・県に護岸、離岸堤等の整備を要望し、高潮、浸食及び高波等の風水害に強い海岸整備を推進する必要がある。
- 災害時の浸水等により、災害対応を阻害することを防止するため、河川管理施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要がある。
- 大雨等による地盤の低い地域の広域・長期にわたる浸水被害を軽減するため、住宅地域や低地の排水路整備を更に進める必要がある。
- 内陸部は、集中豪雨や雪解けの季節のように、短期間に大量の水分を含むと地層そのものを支えきれず崩落する危険性があるため、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所並びに指定避難所等を記載したハザードマップ等の作成、配布等により、町民等へ周知する必要がある。
- 雪崩災害に対する安全度向上のため、雪崩発生のおそれのある箇所をあらかじめ把握し、十分な監視警戒体制の確立と必要な防止措置を講じるとともに、雪崩危険箇所図等により雪崩危険箇所の周知を図る雪崩対策事業を推進するとともに、豪雪による雪崩被害を防止又は軽減するため、施設の機能が確実に発揮できるよう、老朽化した雪崩対策施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要がある。
- 土砂災害に対する安全度の向上のため、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所等を記載したハザードマップ等により、町民等へ土砂災害危険箇所等を周知し、土砂災害警戒情報などの伝達体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する砂防事業を推進する必要がある。同時に、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策整備率が低いことなど、施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、ハード対策の着実な推進と併せ、地域コミュニティと連携した警戒避難体制整備等のソフト対策を推進する必要がある。

- 地すべりの兆候や斜面の亀裂など、危険性が高いと判断された場合について、関係機関や町民等への周知、必要な警戒避難体制の整備、避難指示等を実施できる体制づくりの整備を推進するとともに、地表面の点検調査だけでなく地盤の監視体制づくりの整備を推進する必要がある。
- 大規模自然災害時に、学校や不特定多数が集まる施設の周辺において、地震時に土砂災害による二次災害を回避するため、また、救命・救助活動の停滞を回避するため、老朽化した砂防施設について維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新を進める必要がある。
- 津波発生時に住民が的確・迅速に避難するため、県の最新の津波浸水想定等に基づく、津波ハザードマップを活用した啓発活動を推進する必要がある。
- 地籍調査の進捗率は0.04%（R1末）と遅れており、防災関連事業や各種道路網等に係る被災後における復旧復興に遅れが生じるおそれがあるため、地籍調査を推進する必要がある。

〔リスクコミュニケーション〕

- 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者のこころのケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等を含め促進するとともに、協力体制を整備する必要がある。
- 町内全域が柏崎刈羽原子力発電所の避難準備区域（UPZ）に当たることから、原子力災害対策活動を円滑に実施するための必要な体制等を整備する必要がある。
- 原子力防災に関する知識の普及啓発を行い、防災訓練を実施するなど、地域防災計画（原子力災害対策編）や原子力災害に備えた避難計画等に基づいた避難体制等の整備を図る必要がある。

〔老朽化対策〕

- 我が国の国民生活や社会経済活動は、道路・鉄道・港湾等の産業基盤や上下水道・公園、学校等の生活基盤、農業用施設・漁港等の食料生産・供給基盤、治山・治水・砂防・海岸といった国土保全のための基盤、その他の国土や農山漁村を形成する社会基盤によって支えられているが、高度成長期以降に集中的に整備された社会基盤が今後一斉に老朽化することが課題となっているため、計画的に対応するとともに、地方自治体として必要な投資額の確保について国や県に要望する必要がある。
- 老朽化した社会基盤の中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も存在しているとともに、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するなど、制度や体制についても十分とはいえない面があるため、各管理主体で施設の維持管理計画を定めるとともに、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る必要がある。

(3) 災害時の医療や福祉等による安全・安心の確保

【評価結果】

(関連するリスクシナリオ：2-1、2-4、2-5、2-6、5-2、6-2、8-1、8-2)

【行政機能/消防等/防災教育等】

○災害時の食料確保のため、引き続き、協定締結団体との連携強化、備蓄物資の確保を行うとともに、家庭や事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料、物資の供給計画について普及・啓発を行う必要がある。

【住宅・インフラ】

○災害発生時に水道の断減水を最小限にとどめるため、施設及び体制面の防災対策、水道施設の耐震化を推進する必要がある。また、災害時における飲料水をはじめ生活用水の確保対策を行う必要がある。

○上水道施設等の新設及び更新においては、十分な耐震性を有し、災害に対応できる構造等で整備を推進するとともに、現存する施設は、改修等により改善を推進する必要がある。また、上水道施設が被災した場合に飲料水等が確保できる体制を整備する必要がある。

○配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設については優先的に耐震性の強化を図るとともに、町民の生命維持及び医療機関の救急医療活動等を優先した応急給水体制を整備する必要がある。

【保健医療・福祉/防災教育等】

○不特定多数の利用がある施設や在宅障害者等の受入れ支援の機能を担う福祉施設について、耐震化や改築又は補強等の整備を図るとともに、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じる必要がある。

○要配慮者、児童生徒、災害遺族等については、災害によるダメージを受けやすいことから、県と連携して、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては、特にきめ細かな支援を行えるような体制整備を促進する必要がある。

○被災後の心理的反応とその対処法に関する情報やこころのケアホットライン等、県が提供するこころのケア情報をパンフレット、チラシ、ホームページ等により被災者に啓発普及するとともに、災害復旧や被災者の支援に当たる者には、必要に応じて研修会やカウンセリングを実施する等、支援者のこころの健康保持、増進に努める必要がある。

○災害時において町が実施する、感染症法に基づく消毒や害虫駆除の実施及び予防接種法に基づく予防接種の実施が円滑に行えるよう県と連携する必要がある。

【産業・情報通信/官民連携】

○医療機関等の重要施設については、随時対象施設の検討と施設情報の収集を行い、燃料供給体制を確保していく必要がある。また、救命救急、医療活動に必要な燃料供給体制を確保するため、協定締結団体との連携を強化していく必要がある。

【環境/官民連携】

○廃棄物処理施設の延命化などのため、長岡市と連携を図り、再資源化を推進する必要がある。

- 平成 26 年に策定された国の災害廃棄物対策指針などを踏まえ、災害廃棄物処理計画を策定・見直しをするとともに、近隣町村、関係機関等の災害時協定等による災害廃棄物処理の協力体制の整備や、地域の行政区組織やボランティア組織等との協力体制を整備する必要がある。
- 大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、長岡市と協議を行い、円滑な火葬業務を行うための体制を整備する必要がある。

(4) 地域経済の基盤強化等

【評価結果】

(関連するリスクシナリオ：5-1、6-1)

【行政機能/消防等/防災教育等】

- 危険物等（危険物・火薬類・高压ガス）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、災害の未然防止を図る必要がある。また、施設の特性をチラシ等により町民等へ周知し災害発生時に備える必要がある。
- 災害時における避難所等へのLPガス、石油燃料の供給について、事業者等との間で協定を締結しており、その協定が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。

【産業・情報通信/官民連携】

- 地域経済の基盤強化のため、既存企業の育成、優良企業の誘致に積極的に取り組み、特に若者の町への定住を促すよう努める必要がある。
- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、商工会の協力を得て、事業継続計画の策定状況及び事業継続マネジメントの構築状況の実態把握に努めるとともに、未整備の企業・事業所に対し、計画の策定等に関する情報を提供する必要がある。また、企業ごとのBCP策定に加え、他県の同業他社等との災害時の相互連携体制（お互いさまBC連携ネットワーク）構築に向けた取組を進める必要がある。
- 地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、地域防災計画に基づき、産業への影響について関係機関等から情報収集（被害状況の把握）し、県に報告するとともに、県が行う被災中小企業者等のための現地相談窓口の設置及びその広報に協力する必要がある。
- 地震及び津波等による風評被害を最小限に食い止めるため、県が行う、風評被害対策のための被災地域及び被災状況についての情報提供に協力する必要がある。
- 観光産業の事業者等と連携し、観光客等が遅滞なく避難できるよう適切な誘導を行える体制づくりを進める必要がある。

(5) 災害時も見据えた交通インフラの整備等

【評価結果】

(関連するリスクシナリオ：6-4)

【住宅・インフラ】

- 大規模自然災害時に緊急物資の輸送基地、地域住民の避難場所となることから、機能不全に至らぬよう老朽化施設の更新等を促進する必要がある。
- 緊急輸送ネットワークの基点となる防災活動拠点、輸送拠点及び防災備蓄拠点等の耐震性確保を推進する必要がある。

【交通・物流/官民連携】

- 地震による人的被害を軽減するとともに、避難者や緊急物資の輸送機能・経済活動の維持に必要な一定の物流機能が確保できなくなるといった事態を防止するため、幹線道路、公園、河川、水路、上下水道、土砂災害防止施設等を国・県と密接に連携し計画的な整備を推進する必要がある。
- 大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、災害時に道路ネットワークとしての機能を失わないため、はしご状の道路ネットワークの整備等、代替性が高い道路整備を進めていく必要がある。また、道路による物資輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害対策を着実に進める必要がある。
- 豪雪及び暴風雪による交通途絶等为避免、輸送路を確保するため、国・県等の関係機関とともに、積雪荷重等を勘案した除雪計画を策定し、実施する必要がある。また、雪崩、地吹雪の要対策箇所等に雪崩防止防雪施設整備を推進する必要がある。
- 落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す必要がある。また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す必要がある。
- 道路を管理する関係機関や団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、災害時における輸送体制確保の実効性を高めていく必要がある。
- 漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、災害に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る必要がある。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。
- 大規模自然災害時には、救命救急・消火活動・応急復旧や物資の輸送など広域的な救急活動を展開する必要があることから、町役場・救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連結する緊急輸送道路等の交通の確保を図る必要がある。
- 災害時の輸送・保管体制の確保のため、輸送事業者等との協定による緊急輸送、配布体制を整備する必要がある。

【農林水産】

- 農山村地域の防災体制づくりを推進するため、農林道の迂回路等としての活用に向け、道路管理者間の情報共有等の促進を図る必要がある。

○農道・農道橋等については、物資供給路として使用する可能性があることから、点検・耐震化等を行い適切な管理を進める必要がある。

〔国土保全〕

○海岸の浸食を防止するために、国・県に護岸、離岸堤の整備を要望し、高潮、浸食及び高波等の風水害に強い海岸整備を推進する必要がある。

第4章 国土強靱化のための施策プログラム

第1節 施策プログラム策定の考え方

「第3章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、本町における国土強靱化施策の取組方針を示す「国土強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価を勘案して設定し、本町だけでなく、国、新潟県、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行う。

第2節 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や新潟県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる本町、国、新潟県、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3節 重点事業の設定

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して事業の重点化を図る必要がある。

本町の総合計画の方向に沿った取組や、「新潟県国土強靱化地域計画」で示された特に配慮すべき事項と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点事業を設定する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ重点事業の見直しや新たな設定を行う。

第4節 本町における国土強靱化のための施策プログラム

1 大規模自然災害に対応できる危機管理体制の構築・強化

【施策プログラム】

〔総合的な防災・危機管理体制の構築〕

- 町民の暮らしを脅かす様々な危機に的確に対応するためには、生活環境・医療福祉・産業経済・土木建築・教育など多方面にわたる関連施策の有機的な連携が必要となる。このため、町民、地域、企業・団体などのあらゆる主体の防災の取組を促進するとともに、相次ぐ自然災害からの教訓等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実・強化や地域防災計画の見直し、広域避難対策への取組等により、関連施策の一体的な推進を図り、合わせて、積極的に情報発信していく。
- 防災対策を検討するに当たっては、男女共同参画の基本的方針の下、女性ならではの視点も取り入れられる体制づくりに継続して取り組む。
- 災害対応業務の標準化推進、災害対応に資する情報収集・提供の高度化等により災害対応力を強化するとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の相互依存性、業務の補完体制や災害時に最低限必要な人員の確保等について検討を進める。また、被害の防止、早期の復旧には、市町村や国、産学との円滑な連携が不可欠となるため、被災者支援業務に係る県・市町村共同利用型システムの検討をはじめ、県との連携強化に向けた体制整備の取組を推進する。
- 災害対応の知見が組織として継続的に蓄積される仕組みの構築に取り組むとともに、被災住民や自主防災組織からの相談、要望等を参考として対応する仕組みを促進する。
- 大規模自然災害時の対応拠点施設となる町役場や地域機関において、防災設備等の整備を計画的に推進するとともに、重要な情報システム等の復旧・運用継続に係る災害対応体制の強化に努める。

〔関係機関における連携体制等の整備〕

- 災害等の発生に際し、直ちに対策本部を立ち上げ、迅速な情報の収集・伝達などを行い、関係機関等との連携を図りながら的確な対応を実施するため、県総合防災情報システムなど、対応の基盤となる設備の有効利用に努める。
- 中越大地震、中越沖地震や東日本大震災等での対応で指摘された課題を踏まえ、災害対策本部の組織及び体制の充実・強化を図り、図上訓練を含めた多彩な手法による実践的・効果的な訓練の実施により、危機等の発生時における対応力を向上させる。
- 大規模自然災害が発生した場合には、被災自治体のみで十分な応急対応を行うことは困難であり、広域的な応援・受援体制を速やかに構築する必要がある。このため、平時から、県内外の自治体、消防など防災関係機関やボランティア団体等との連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の充実・強化を図る。
- 消防の救助・救急活動や啓開等に必要な通信機能や資機材等について、柏崎市消防本部と協力して、整備、高度化を推進する。
- 地域防災力の中核である消防団の体制強化等を図るため、消防団員の確保・人材育成を進める。
- 外国人に対しては、多言語による情報提供等を行う多言語支援窓口の設置・運営や通訳・翻訳ボランティア等が必要になることから、県、市町村等関係団体が協働して、多言語支援体制を構築する。

- 医院や福祉施設においては、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。
- 災害時における被害の状況、交通状況を把握し、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点を明確にした輸送体制の確保を推進する。
- 気象災害予測や技術を有する民間の気象予報事業者と連携し、より詳細で、かつ分かりやすい防災情報を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町の防災会議等への女性の参加者数	0人 (令和2年)	1人 (令和7年)
出雲崎分遣所の整備	更新完了 (平成27年)	現状維持 (令和7年)
消防団員の充足率	93.5% (令和2年)	98% (令和7年)
防災訓練の年間実施回数（一般風水害、原子力災害）	3回 (令和2年)	3回 (令和7年)

(個別の事業については別紙のとおり整理する)

2 災害に強いまちづくり

【施策プログラム】

〔災害からの復旧・復興〕

- 地域コミュニティの維持・再生に十分な配慮を行い、中山間地や地方中小都市という特性、資産を生かしながら、持続可能な地域社会の構築を目指す。
- 大規模自然災害発生後、想定される風評被害に対し、観光入込客の減少等、観光への影響を抑える必要があるため、迅速かつ継続して、正確な被災地域及び被災状況についての情報提供を行う。

〔安全・安心な社会基盤の整備〕

- 総合計画等、防災まちづくりに関する各種計画に基づき、災害を未然に防ぐ治山・治水・砂防などの着実なハード整備とハザードマップの活用や防災情報の提供及び土地利用規制などのソフト対策とを組み合わせ、より一層、防災対策を一体的、効果的、積極的に進める。
- 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路などの交通ネットワークの形成を効果的に進める。
- 定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを推進する。
- 老朽化が進む社会基盤については、施設の機能を確実に発揮させるため、適切な維持管理、補修及び更新を計画的かつ効果的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。また、そのためには、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化を図る。
- 消防防災施設の整備・耐震化等による地域における防災基盤等の整備のため、耐震性貯水槽等の整備を推進する。
- 平野部の低平地においては、土地改良施設等が洪水防止や湛水排除に大きな役割を果たしており、これら施設の適切な保全管理を行うとともに必要な管理体制等の整備を進める。
- 雪崩災害に対する安全度向上のための雪崩対策事業を推進する。
- 中越大地震及び中越沖地震を教訓に、地震に強いふるさとづくりを目指し、地域住民の避難所となる公共施設や、住宅・建築物の耐震化、避難路ネットワークの形成等を推進するほか、緊急輸送道路等の確保など防災機能の強化を図る。
- 学校施設、設備等は、定期的に専門家による安全・機能点検を行い、各学校の防災計画の運用を促進する。
- 災害発生時に避難路を確保し、消火活動、救命救急活動を支援するため、延焼遮断帯としての道路や公園の整備を促進する。
- 大規模自然災害時に、電柱の転倒などにより道路が通行不能となるといった事態を防止するため、無電柱化を推進する。また、災害時の交通の確保を図るため、区域を指定した道路の占用の禁止又は制限等を行う。
- 地域の活動組織が実施する農地・農業用施設の保全管理等の強化を通じて国土保全など農地等の有する多面的機能の維持増進や地域防災力の向上にも資する農村コミュニティの維持・活性化を推進する。
- 農業用ため池は一様に老朽化しており、特に堤体構造、耐震構造に不安のあるものについては、計画的に施設を改善するとともに、ハザードマップの作成等による適切な情報提供を図る。

- 農業用施設の整備については、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに気候変動や過疎化等の自然的・社会的状況に対応しつつ、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
- 津波発生時に住民が的確・迅速に避難するため、避難情報の提供体制を整備するとともに、県の最新の津波浸水想定等に基づき、津波ハザードマップを活用した啓発活動を推進する。
- 漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時には重要な役割を担うことから、災害の発生に備えた防災体制の確立を推進する。
- 大雨等による地盤の低い地域の広域・長期にわたる浸水被害を軽減するため、住宅地域や低地の排水路整備を更に推進する。
- 防災関連事業の計画的実施や各種道路網等に係る災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査を推進する。

〔土砂災害等の発生防止に向けた国土の保全〕

- 土砂災害や浸水から人命を守るため、施設管理者等が連携して情報収集、連絡に当たるなど、管理体制等を整備するとともに、砂防関係施設や河川管理施設の整備を推進する。
- 住民に自ら住んでいる土地の土砂災害の危険性を知らせるため、土砂災害警戒区域等の指定や、ハザードマップ等を必要に応じて更新、配布することにより、警戒避難体制の整備や防災情報の提供を推進する。
- 地すべりの兆候や斜面の亀裂など、危険性が高いと判断された場合について、関係機関や町民等への周知、必要な警戒避難体制の整備、避難指示等を実施できる体制づくりの整備を推進するとともに、地表面の点検調査だけでなく地盤の監視体制づくりの整備を推進する。
- 大規模自然災害に備えて森林の公益的機能（土壌浸食防止、洪水緩和等）が発揮されるように、保育間伐等の森林整備を適切に進める。
- 中山間地域における農業生産活動の持続的な実施を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮することにより、土砂災害等の発生を防止する。
- 野生鳥獣による中山間地域の農地・森林等の被害は耕作放棄地を増加させ、土砂災害等のリスクの上昇を招く。また、生産者の経済的損失はそれらを一層助長させ、悪循環を生むため、鳥獣被害対策の取組を推進する。
- 汀線の後退の進行による被害等から生命財産及びライフラインを守り、海岸の浸食を防止するために、国・県に護岸、離岸堤等の整備を要望し、高潮、浸食及び高波等の風水害に強い海岸整備を推進する。

〔農業用施設等の保全管理〕

- 大規模自然災害発生時に農業用施設の用排水機能不全の防止を図るため、老朽化対策や耐震化対策の実施など、適切な維持保全を推進する。
- 災害発生時に、森林組合、農業協同組合及び行政区長等の協力を得ながら、農地農林業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて県や地域振興局等の関係機関に連絡する体制の整備を推進する。

【防災意識の向上と地域防災力の向上】

- 災害による被害を最小限にとどめるために、行政による対応（公助）に加え、町民一人ひとりの防災意識の向上や地域コミュニティ、ボランティア、NPO、企業・団体など多様な主体の連携による自助・互助・共助の取組を促進するとともに、協力体制の整備を推進する。
- 地域の災害リスクの認識を高めるためのリスク情報の収集・提供や防災教育、保険・共済制度普及の取組等により、避難活動等に関する町民の自助の取組に対する意識啓発を図る。
- 学校においては、「新潟県防災教育プログラム」等を活用し、発達段階に応じた防災教育を推進する。
- 自主防災組織の強化や実践的な防災訓練の実施のほか、平時から防災ボランティアや地域に密着した企業・団体等の活動との連携などを通じて地域防災力の向上を図る。
- 原子力防災に関する知識の普及啓発、防災訓練の実施などを通して、避難実施体制等の整備を図り、円滑な原子力災害対策活動のための体制整備を図る。

【火災予防の推進】

- 平時のみならず大規模自然災害時も見据えて、消防本部等の関係機関とも連携しながら、住宅や文化財の火災及びガソリンスタンド等での危険物事故等の防止対策を推進する。

【災害時の情報伝達に必要な情報インフラの整備】

- 次世代通信基盤の活用や災害時の情報伝達など、地域情報化を推進する。
- 災害時に孤立するおそれのある集落などでの情報通信手段の確保のため、衛星携帯電話等の導入の取組を支援する。
- 平時から災害発生時において利用できる情報メール配信サービス「住民安全さんとう」の普及を推進するとともに、防災意識の醸成を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
児童生徒等防災体験活動実施回数	1回 (令和2年)	2回 (令和7年)
住宅の耐震化率	67% (平成27年)	83% (令和7年)
町立小中学校の耐震化率	100% (令和2年)	100% (令和7年)
上水道施設の耐震化率	35% (令和2年)	36% (令和7年)
下水道施設の耐震化率	45% (令和2年)	45% (令和7年)
橋梁長寿命化率	80% (令和2年)	100% (令和7年)
道路の改良率	82.5% (令和2年)	100% (令和7年)
道路の舗装率	88.9% (令和2年)	100% (令和7年)
ハザードマップ（洪水）の作成・公表	作成・公表済 (令和元年)	必要に応じ更新
ハザードマップ（土砂）の作成・公表	作成・公表済 (令和元年)	必要に応じ更新

土砂災害警戒区域の指定数	254 か所 (令和2年)	254 か所 (令和7年)
ハザードマップ（津波）の作成・公表	作成・公表済 (令和元年)	必要に応じ更新
ため池ハザードマップの作成・公表	未 (令和2年)	2 か所 (令和7年)
鳥獣による農地等の被害面積	1.5ha (令和元年)	1.3ha (令和7年)
自主防災組織活動カバー率	100% (令和2年)	100% (令和7年)
NPO法人数	1 団体 (令和2年)	1 団体 (令和7年)
情報メール配信サービス住民安全さんとう登録者数	479 人 (令和2年)	500 人 (令和7年)
文化財での防火訓練	1 回 (令和2年)	1 回 (令和7年)

(個別の事業については別紙のとおり整理する)

3 災害時の医療や福祉等による安全・安心の確保

【施策プログラム】

【医療・福祉の安全・安心の確保】

- 平時のみならず災害時の視点も見据えた地域医療の確保に向け、関係機関との連携により、医師・看護師等医療従事者の確保対策とともに、総合的な施策を推進する。
- 町民の生命を守る地域医療が、安定的・継続的に提供され、地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関及び柏崎市消防本部と連携し、救急医療体制の充実を図る。
- 医療・福祉施設の耐震化、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・燃料の確保等の取組を推進することにより、防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。
- 災害によるダメージを受けやすい要配慮者、児童生徒、災害遺族等にきめ細やかなこころのケアを行うため、必要な研修の充実等、支援体制の整備を図る。
- 災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施するほか、予防接種法に基づく予防接種を実施する。

【飲料水・食料等の確保】

- 災害発生時における水道の断減水の影響を最小限にとどめるため、水道施設の耐震化や応急給水体制等の確立を促進する。
- 災害時の飲食料確保のため、飲料水・食料等の備蓄や、事業者等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、家庭や事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料、物資の供給計画について普及・啓発を行う。

【廃棄物対策】

- 廃棄物処理施設の延命化などのため、長岡市と連携を図り、再資源化を推進する。
- 災害廃棄物処理計画の策定・見直しをするとともに、近隣町村、関係機関等の災害時協定等による災害廃棄物処理の協力体制の整備や、地域の行政区組織やボランティア組織等との協力体制の整備などの取組を促進する。
- 大規模災害に備え、防疫業務における県との協力や、長岡市と協議を行い、円滑な火葬業務を行うための体制整備を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
麻しん・風疹ワクチンの接種率Ⅱ期	95.7% (令和元年)	100% (令和7年)
上水道施設の耐震化率〔再〕	35% (令和2年)	36% (令和7年)
救援物資等に関する企業等との協定件数	7件 (令和2年)	7件 (令和7年)

(個別の事業については別紙のとおり整理する)

4 地域経済の基盤強化等

【施策プログラム】

【地域経済の基盤強化】

- 地域経済の基盤強化のため、既存企業の育成、優良企業の誘致に積極的に取り組み、特に若者の町への定住を促進する。
- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、商工会の協力を得て、事業継続計画の策定状況及び事業継続マネジメントの構築状況の実態把握に努めるとともに、未整備の企業・事業所に対し、計画の策定等に関する情報の提供を促進する。また、企業ごとのBCP策定に加え、他県の同業他社等との災害時の相互連携体制（お互いさまBC連携ネットワーク）構築に向けた取組を推進する。
- 地震及び津波等による被害を最小限にとどめるため、産業への影響について関係機関等から情報収集し、県に報告するとともに、県が行う被災中小企業者等のための現地相談窓口の設置及びその広報について協力を図る。また、県が行う、風評被害対策のための被災地域及び被災状況についての情報提供についても協力を図る。
- 災害時において、被災地域内の経済を循環させ、地域の早期復興を促すため、被災地域に密着した企業等からの救援物資等の調達など、物資調達の多様性について検討する。
- 観光産業の事業者等と連携し、観光客等が遅滞なく避難できるよう適切な誘導を行える体制づくりを促進する。

【災害時における危険物等の安全対策】

- 危険物等（危険物・火薬類・高圧ガス）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、災害の未然防止を図る。また、施設の特徴をチラシ等により町民等へ周知し災害発生時に備える。
- 災害時における避難所等へのLPガス、石油燃料の供給について、事業者等との間で協定を締結しており、その協定が災害時に有効に機能するよう、平時から情報共有など連携強化を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
燃料供給に関する企業等との協定件数	2件 (令和2年)	2件 (令和7年)
観光客等の避難誘導看板の設置	3か所 (令和2年)	5か所 (令和7年)

(個別の事業については別紙のとおり整理する)

5 災害時も見据えた交通インフラの整備等

【施策プログラム】

〔災害時の救命・救急活動や物資輸送等に必要な交通インフラの整備〕

- 大規模自然災害時には、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な救急活動を展開する必要があることから、町役場、救援物資等の備蓄地点などの防災拠点を連結する緊急輸送道路等の交通の確保を図る。
- 震災時における人的被害を軽減するとともに、物資等の緊急・代替輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の耐震化を推進する。また、緊急輸送ネットワークの基点となる防災活動拠点、輸送拠点及び防災備蓄拠点等の耐震性確保を図る。
- 大規模自然災害時に緊急物資、地域住民の避難等に支障とならないよう、老朽化が進む道路などの公共施設等については、適切な維持管理、補修及び更新を計画的に実施することにより、施設の長寿命化等を推進する。
- 大規模自然災害時には幹線道路が寸断されるリスクがあり、道路ネットワークとしての機能を失わないため、はしご状の道路ネットワークの整備等、代替性が高い道路整備を推進する。
- 道路による物資輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害対策を着実に進めるとともに、豪雪及び暴風雪による交通途絶を避けるため、除雪、雪崩、地吹雪対策を推進する。
- 落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を推進する。また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を推進する。
- 漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、県と連携し、災害に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

〔緊急物資等の輸送手段の確保〕

- 道路を管理する関係機関や団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、災害時における施設の早期啓開復旧、輸送体制確保及び代替輸送ルートの確保に向けた検討を進める。
- 物資輸送ルートを実際に確保するため、関係団体との平時の連携強化、各種訓練などを通じ、複数輸送ルートの確保を図る。
- 冬期における幹線道路の通行止めによる町民生活等への影響を回避するため、除雪体制の強化や迂回路の設定などについて、関係する道路管理者や交通管理者と十分な調整が図られるよう取組を進める。
- 農道及び林道については、物資供給路として使用する場合があることから、点検・診断等を行い、耐震化や老朽化対策など適正な管理を進める。
- 迂回路として活用できる農道及び林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 災害時の輸送・保管体制の確保のため、輸送事業者等との協定による緊急輸送、配布体制の整備を推進する。

〔海岸の整備・保全〕

- 海岸の浸食を防止するために、国・県に護岸、離岸堤の整備を要望し、高潮、浸食及び高波等の風水害に強い海岸整備を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
橋梁長寿命化率〔再〕	80% (令和2年)	100% (令和7年)
道路の改良率〔再〕	82.5% (令和2年)	100% (令和7年)
道路の舗装率〔再〕	88.9% (令和2年)	100% (令和7年)

(個別の事業については別紙のとおり整理する)

第5章 計画の推進管理

第1節 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行う必要がある。

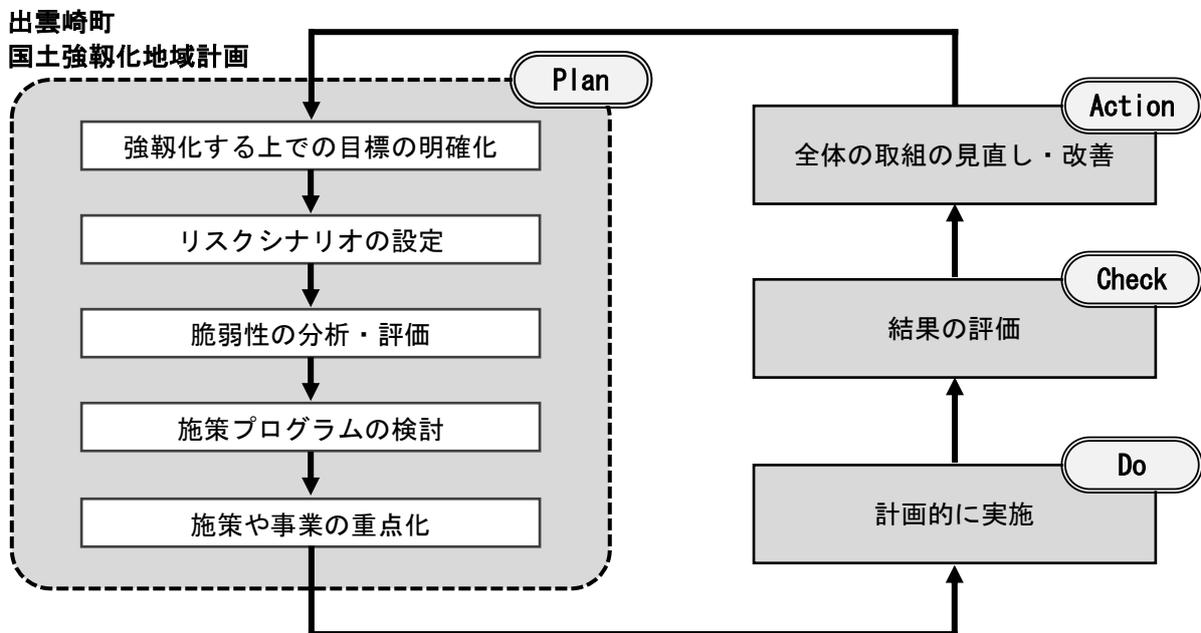
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や新潟県等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2節 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・新潟県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

■出雲崎町国土強靱化地域計画のPDCAサイクル



出雲崎町国土強靱化地域計画

発 行 : 令和 3 年 3 月

企画・編集 : 出雲崎町 総務課

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地

電 話 : 0258-78-3111

ファクス : 0258-78-4483